

平成 22 年 4 月 27 日

総務省

社団法人デジタル放送推進協会

「デジサポ・法律家相談」の業務拡大

— ビル陰共聴施設に関する出張相談の開始 —

デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）では、2011 年（平成 23 年）7 月 24 日の地上デジタル放送完全移行に当たり、ビル陰などによる受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応に当たって、法律家（弁護士）による相談及び調停を、昨年 9 月にまずは東京都内から実施し、その後全国で順次実施してきました。

このたび、当事者間の協議の進展をより一層促すため、これまで行ってきた相談業務の内容を一部拡充し、法律家がマンションの理事会等に出張して相談に応じる「法律家出張相談」を新たに設け、東京都、愛知県及び大阪府のデジサポにおいて、平成 22 年 4 月 28 日（水）から業務を実施します。また、これら 3 都府県以外の各デジサポにおいても、6 月末までに順次業務を実施します。

1 デジサポ・法律家相談

「デジサポ・法律家相談」とは、ビル陰などによる受信障害対策共聴施設について、デジタル化対応する場合で当事者（受信者、施設管理者等）間の話し合いに際し、当事者が希望により無償で法律家（弁護士）に相談し、法的助言を受けることができる仕組みです。また、相談を経た後も当事者間の話し合いが進まない場合には、法律家が中立的な立場で当事者間の互譲による合意を目指す「調停」を無償で利用することも可能です。

2 出張相談の概要

（1）出張相談の意義

これまでの「デジサポ・法律家相談」では、原則として当事者が日程調整の上、法律家の事務所等まで出向いて相談する仕組みでした。新たに設けた「法律家出張相談」を活用することにより、例えば、ビル陰の原因となっているマンションの管理組合が定例の会合を開催する際に法律家を招き、法的助言を受けながらデジタル化に向けた話し合いの準備を進めることができるようになります。

（2）対象となる会合の例

集合住宅の管理組合による理事会・総会、町内会・自治会、デジサポによる利用者説明会、共聴施設の管理者とその利用者による協議の場 等

（詳しくは、デジサポにお問い合わせください。）

（3）お問い合わせ・お申込み先

共聴施設の受信者側、管理者側のいずれの方も御利用いただけます。各地域のデジサポにお問い合わせ又はお申込みください。

なお、各デジサポの連絡先は、以下のホームページで御確認ください。

<https://www.digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/>

（4）スケジュール

- ・ 4 月 28 日（水） 東京都、愛知県及び大阪府の 3 都府県で受付開始
- ・ ～ 6 月末 その他の地域において準備が整い次第受付開始

<東京都内からのお問い合わせ・お申込み先>

【東京都内のうち、区部及び島部の地域】

総務省東京都中央テレビ受信者支援センター《デジサポ東京中央》

電 話：03-3407-5360（4/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

【東京都内のうち、区部及び島部を除く地域】

総務省東京都西テレビ受信者支援センター《デジサポ東京西》

電 話：042-728-3022（4/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

<愛知県内からのお問い合わせ・お申込み先>

総務省愛知県テレビ受信者支援センター《デジサポ愛知》

電 話：052-954-5672（4/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

<大阪府内からのお問い合わせ・お申込み先>

総務省大阪府テレビ受信者支援センター《デジサポ大阪》

電 話：06-6944-8879（4/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

<関連報道発表>

- 総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始（平成21年5月1日発表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000020272.pdf

- 地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募（平成21年6月10日発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu09_000027.html

- 地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募の結果（平成21年7月31日発表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000032691.pdf

- デジサポの機能拡充～ビル陰共聴施設に関して、法律専門家による相談及び調停を開始～（平成21年9月15日発表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000038370.pdf

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信者支援室

担 当：水間室長補佐、細井主査

電 話：（代表）03-5253-5111（内線5792）

（直通）03-5253-5792

F A X：03-5253-5794

【（社）デジタル放送推進協会連絡先】

総務省テレビ受信者支援センター

（統括本部）

担 当：山本部長、^{はとみ}羽富部長

電 話：03-6459-2783

F A X：03-5785-4088

『法律家出張相談』について

(ビル陰共聴施設に関する法律専門家による相談事業の拡充)

2010年4月
総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

- 概要
- 位置づけ
- 法律家出張相談の流れ
- 【参考】活用例

概要

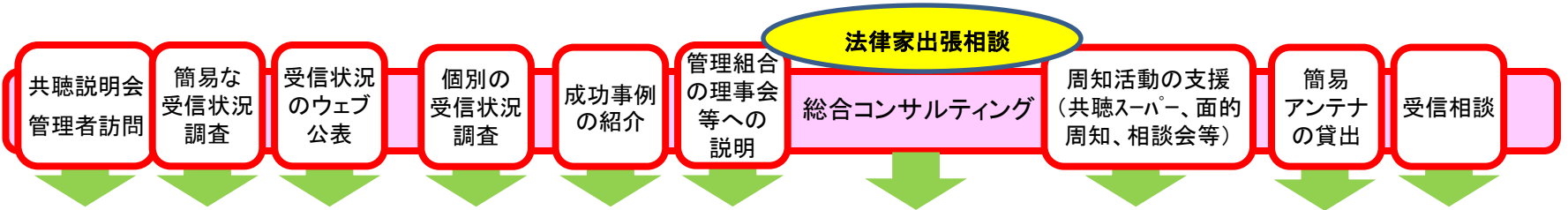
- 1 目的
従来の相談業務に加え、必要に応じ、法律専門家(弁護士)が受信障害対策共聴施設の受信者、施設管理者等が開催する会合等の場に出向き、相談助言を行うことでデジタル化のための当事者間協議を促します。
- 2 法律家出張相談を行うケース
受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応に当たって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者等が比較的多数(概ね5人以上)で、デジタル化方策等の意思決定を行う上で開催する会合、説明会等にて法律家の助言を求めるケース
 - 施設管理者、高層建築物等の所有者、管理者 ⇒ 理事会、理事会に準ずる委員会、総会、受信者向け説明会 等
 - 受信者 ⇒ 町内会、自治会、共聴組合会合、デジサポ主催の説明会 等
- 3 受付開始日
東京都、愛知県及び大阪府のデジサポについては、平成22年4月28日(水)から受付を開始いたします。(平日9:00~18:00)
上記以外の各デジサポについては、6月までに順次受付を開始する予定です。
- 4 申請書の提出期限(必着)
平成23年3月10日 ただし相談実施日(会合の日時)は平成23年3月15日までとします。
(予算の範囲内で実施するため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)
- 5 申請先及び問い合わせ先
各地のデジサポに申請及びお問い合わせください。
なお、各デジサポの連絡先一覧は以下のホームページをご覧ください。
<http://digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/>
- 6 実施方法
原則として、1名の弁護士が上記会合等にデジサポ要員とともに出向き、相談に応じます。ただし受信者(利用者)側、施設管理者側の双方が出席する会合には、それぞれの相談員として1名ずつ(合計2名)の弁護士が相談に当たります。
- 7 法律専門家による出張相談に係る費用
手続き運営および相談員の報酬はデジサポが負担し、申請人の利用は無料です。

位置づけ

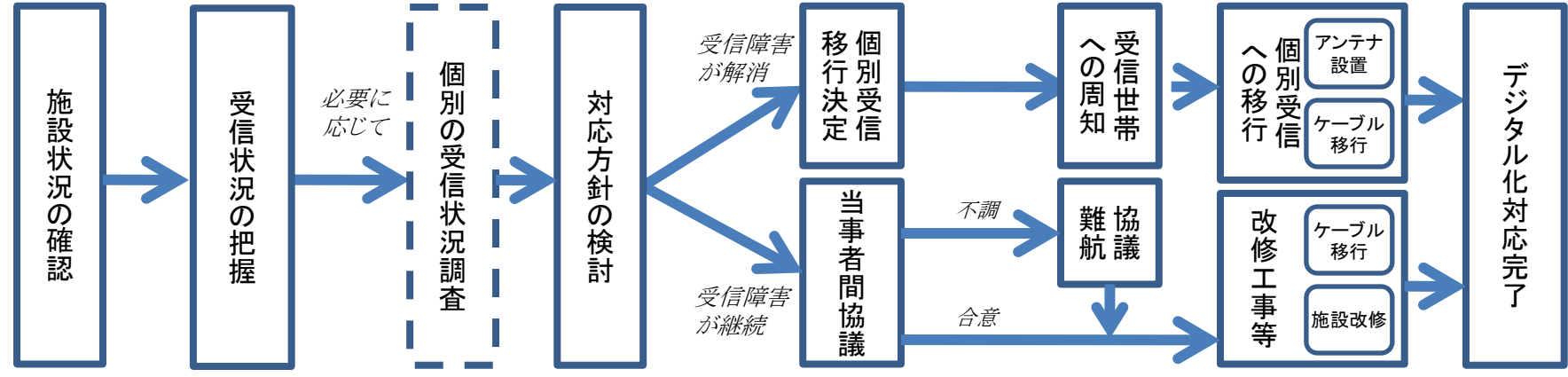
受信障害対策共聴施設のデジタル化支援の1つとして、相談者が紛争を自主的に解決できるよう、法律専門家による相談助言を行っています。

「法律家出張相談」はその相談業務を拡充するものであり、共聴施設の受信者、施設管理者等が開催する会合等の場に出向き、相談助言を行うことで当事者間協議をより一層促進するものです。

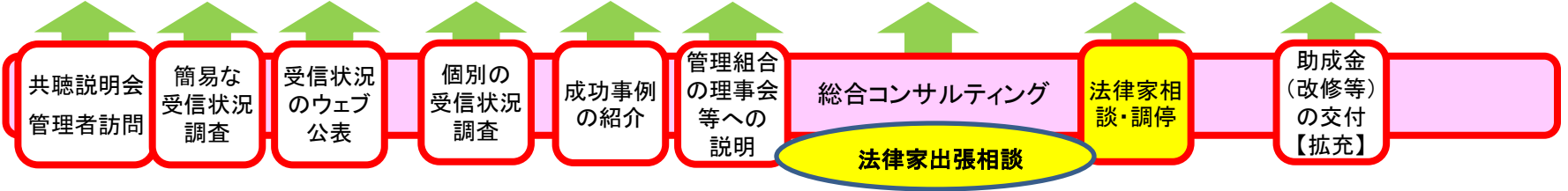
【主な施策】



【デジタル化対応の流れ】

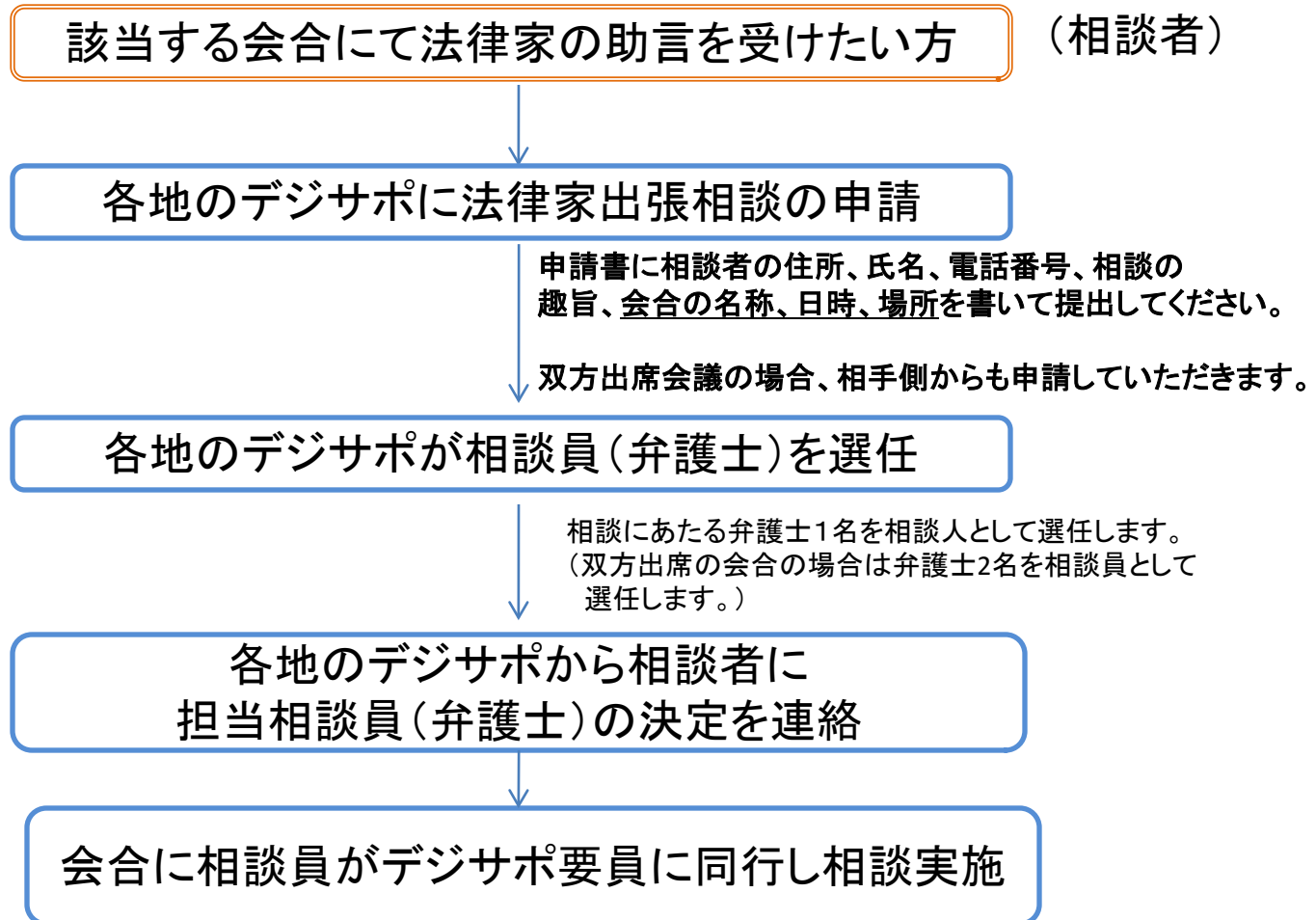


【主な施策】



法律家出張相談の流れ

- 基本的な流れは現行「法律家相談」に同じ



【参考】活用例

- 定例の会合等(理事会・総会・町内会・自治会)に法律家を招き、助言を受けながらデジタル化に向けた話し合いの準備を行う。(①②③)
- 双方出席会合では各々の法律家の助言を受け自主的に協議を進める。(④)

